

半田市告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から1か月間半田市建設部土木課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月24日

半 田 市 長 久 世 孝 宏

路線 番号	路線名称	起点側地番	終点側地番
5429	御幸新川5号線	御幸町1番2地先	新川町1番地先